

許認可等申請手続の簡素合理化に関する行政評価・監視結果に基づく勧告 (要旨)

勧告日：平成14年3月15日

勧告先：金融庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

実施時期：平成12年8月～14年3月

評価・監視の背景事情等

許認可等に係る申請・届出等の手続については、「申請負担軽減対策」(平成9年2月10日閣議決定)に基づき簡素化等を迅速かつ強力的に推進するものとされ、「規制改革推進3か年計画」(平成13年3月30日閣議決定)においても、申請書類等の簡素化等を推進することとされている。

本評価・監視は、これらの状況を踏まえ、許認可等に係る申請・届出等の手続について、申請者の負担軽減、行政事務の簡素合理化の観点から、その実態等を調査し、規制改革の一層の推進に資するため実施したものである。

(調査対象機関)：金融庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、都道府県、関係団体等

(担当部局)：行政評価局、管区行政評価局(7)、沖縄行政評価事務所、行政評価事務所(14)

行政評価・監視結果の概要と勧告の要旨

今回の行政評価・監視は、許認可等に係る申請・届出等について、事業者や事業者団体から聴取した意見・要望をも参考にしつつ個別具体的な手続について調査、検討した結果、34法律の64の申請・届出等について、申請書等の記載事項及び添付書類の見直しなど延べ79事項にわたって金融庁、総務省等7府省に対して改善を求めるとしたものである。

【改善を求める事項】

1 申請書等の記載事項及び添付書類の見直し(28法律46事項)

審査等に必要不可欠といえない事項の記載及び添付書類の提出を求めているものなど申請書等の記載事項及び添付書類の見直しを図る必要があるもの

(主な事例)

・ 無人出張所の廃止届出(銀行法及び信用金庫法)

店舗外自動預払機等無人出張所の廃止届は、有人の営業所の廃止認可申請と同様、廃止後の措置や廃止前の業績実績まで記載するものとなっているが、これらの記載事項については届出において必要不可欠ではないことから、省略化を検討すること。(金融庁)

(平成11年度の廃止届出件数460件(銀行366件、信用金庫94件))

。 **工事状況報告(鉄道事業法)**

鉄道事業者の輸送力増強工事、保安度向上工事の実施状況を把握するために毎年度求めている工事状況の報告において、長期間凍結されている工事に係る「工事総括表」及び「工事進捗状況図」を毎回添付させており、これらの添付書類の省略化を図ること。(国土交通省)
〔平成11年度の報告件数264件〕

。 **有線電気通信設備の設置届出(有線電気通信法)**

有線電気通信設備の設置に際しては、設備の概要として交換機、増幅器、端末機器等の種類や台数など多岐にわたる事項を届け出ることとされており、この中には、一般的な事務機器まで記載して届け出るものとなっていることから、これらのものについては記載を求めないようにすること。(総務省)
〔平成11年度の設置届出件数298件〕

2 **申請書等及び添付書類の提出方法等の見直し(16法律22事項)**

全社で同一の内容の届出等について事業所を管轄する行政庁ごとにそれぞれ求めているものや、同一人が行う一連の申請手続において同一内容に係る事項の記載や添付書類の提出をそれぞれ求めているものなど申請書等及び添付書類の提出方法等について見直しを図る必要があるもの

(主な事例)

。 **通関業の許可申請事項等の変更届出(通関業法)**

通関業者は、設置する営業所ごとにその所在地を管轄する税関長に許可申請をすることとされており、法人の役員等に変更があった場合、各営業所からそれぞれ許可を受けた税関長に対して許可申請事項等の変更届出を提出することとなっているが、通関業の許可を受けた本社等がその管轄の税関長に対して届出をすれば他の税関長への届出を省略できるようにするための方策を検討すること。(財務省)

。 **代理店の設置認可、廃止認可申請(銀行法及び信用金庫法)**

銀行等の個人代理店の店主交代に伴う廃止認可申請及び設置認可申請は、事実上、不可分の事務手続として行われるが、各申請書の記載事項及び添付書類は共通するものが多く、簡素化について検討すること。(金融庁)
〔平成11年度の設置認可件数(うち、代理店主交代によるもの)23(9)件〕

3 **許認可等の処理の適切化・迅速化(9法律11事項)**

一括申請できる区域の設定が合理的な根拠が明示されないで制限されているものや、審査の標準処理期間の設定が可能であるが設定されていないものなど許認可等の処理の適切化・迅速化を図る必要があるもの

(主な事例)

。 **一括有期事業に係る保険関係成立届(労働保険の保険料の徴収等に関する法律)**

「一括有期事業」(注)の適用が受けられる区域の設定については、合理的な根拠が明確でなく、また、一括有期適用事業者の中には、適用を受けられる区域が制限されているため、本社で労働保険の手続が一括してできない事態が生じていることから、適用区域の拡大を含めた見直しを検討すること。(厚生労働省)

(注)一括有期事業とは、建設工事等のように一定の期間に所定の事業目的を達成してし

まう事業を対象として労働保険の手続を個々の事業において行う代わりに、1. 事業主が同一人であること、2. 一括するそれぞれの事業が有期事業であること、3. それぞれの事業に労災保険の保険関係が成立していること等所定の要件を充たした場合にそれぞれの事業を一つの事業とみなし、一括して労働保険の手続ができるとしたもの

(平成11年度の一括有期事業に係る保険関係成立届件数28,994件)

。 **一括適用事業所承認申請(厚生年金保険法)**

複数事業所の保険料を一括して支払うことができる「一括適用事業所」の承認申請に対する標準処理期間は設定されていないが、おおむね一定期間内に処理されており、また、申請受付機関の中には申請者に対し処理期間の目安を示しているところもあることから、標準処理期間を設定すること。(厚生労働省)

(平成11年度の承認件数54件(平成11年度末の承認事業所数6,241))

。 **有線電気通信設備設置届出(有線電気通信法)**

電気事業者が工場等に高圧電気の供給を行う場合の保安用の専用通信電話設備は、需要家との共同設置とみなされ、工事開始の2週間前までに、届け出なければならないとされている。

しかし、当該電話設備は、特定の相手方との専用回線であり、目的外に運用される可能性は低いことなどから、事前届出制から事後届出制への移行等届出者の負担軽減の可能性について検討すること。(総務省)

(平成11年度の設置届出件数298件)